第２３期 第４回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和７年７月２９日（火）
１４：００～
場　所：佐賀県水産会館「中会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次　　第 ～

１　開　　会

２　議　　題

（１－１）カキの試験養殖について（芦刈支所）（協議）・・・・・・・・・・・・・P１～13
（１－２）カキの試験養殖について（新有明支所）（協議）・・・・・・・・・・・P14～26
（１－３）カキの試験養殖について（鹿島市支所）（協議）・・・・・・・・・・・P27～36
（１－４）カキの試験養殖について（たら支所）（協議）・・・・・・・・・・・・P37～52
（２）令和７年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P53～59
（３）（議題３）令和７年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P60～71
（４）委員会指示の適用除外について（佐賀県水産課）（協議）・・・・・・・・P72～77
（５）うみたけ調査操業の結果について（報告）・・・・・・・・・・・・・・・P78～82
（６）令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議
における佐賀県の要望事項について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・P83～86
（７）その他

３　閉　　会

水産第1886号
令和7年7月28日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試 験 養 殖 承 認 申 請 書

佐有漁協指第１４４号
令和７年７月１８日

佐賀県知事　　山口　祥義　　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

１，目　　的
スミノエガキ成貝垂下試験養殖

２，水産物の名称
スミノエガキ

３，漁場の位置及び区域並びに面積
有区第1200号、及び1202号内の3,000㎡

４，試験養殖期間
令和７年９月～令和８年４月

５，養殖の方法及び規模
養殖カゴによる垂下方式

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、近年は長期化した赤潮の影響で海水中の栄養塩が枯渇し、ノリの色落ち被害が深刻化しているため、厳しい漁家経営となっています。

当支所漁場内に多く生息しているスミノエガキは、赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。また垂下での養殖管理を行うことで潮の干満に左右されることなく、計画的に出荷出来ます。

当支所内では現時点で養殖実績がなく、本種の養殖技術を確立させるため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和7年7月2日

佐賀県小城市芦刈町3100番地
佐賀県有明海漁協　芦刈支所
支所運営委員長　永　野　　慶　彦

■ 令和7年度 カキ養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和7年9月	・ 養殖施設の設置(海苔支柱)
令和7年12月～	・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去、サイズ選別) ・ 養殖施設維持管理(補修、浮力調整等)
令和8年4月	・ 施設の撤去

2.養殖施設

別紙図面 (垂下養殖)

・ 養殖カゴ　　300個(詳細図参照)

3.漁場位置及び区域図

1)養殖場所:別紙図面 (有区第1200、1202号 のり養殖施設内)

2)養殖面積:合計3，000㎡

4.試験養殖従事予定者

有明海漁協 芦刈支所所属 3名

5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
養殖施設資材	¥300,000
	小城市へ補助申請予定

2) 収入の部

費目	金額
カキ販売	¥2,000,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)　　有区1175号の成貝の採取 3,000kg

7.出荷先予定　　地元の直売所または、業者

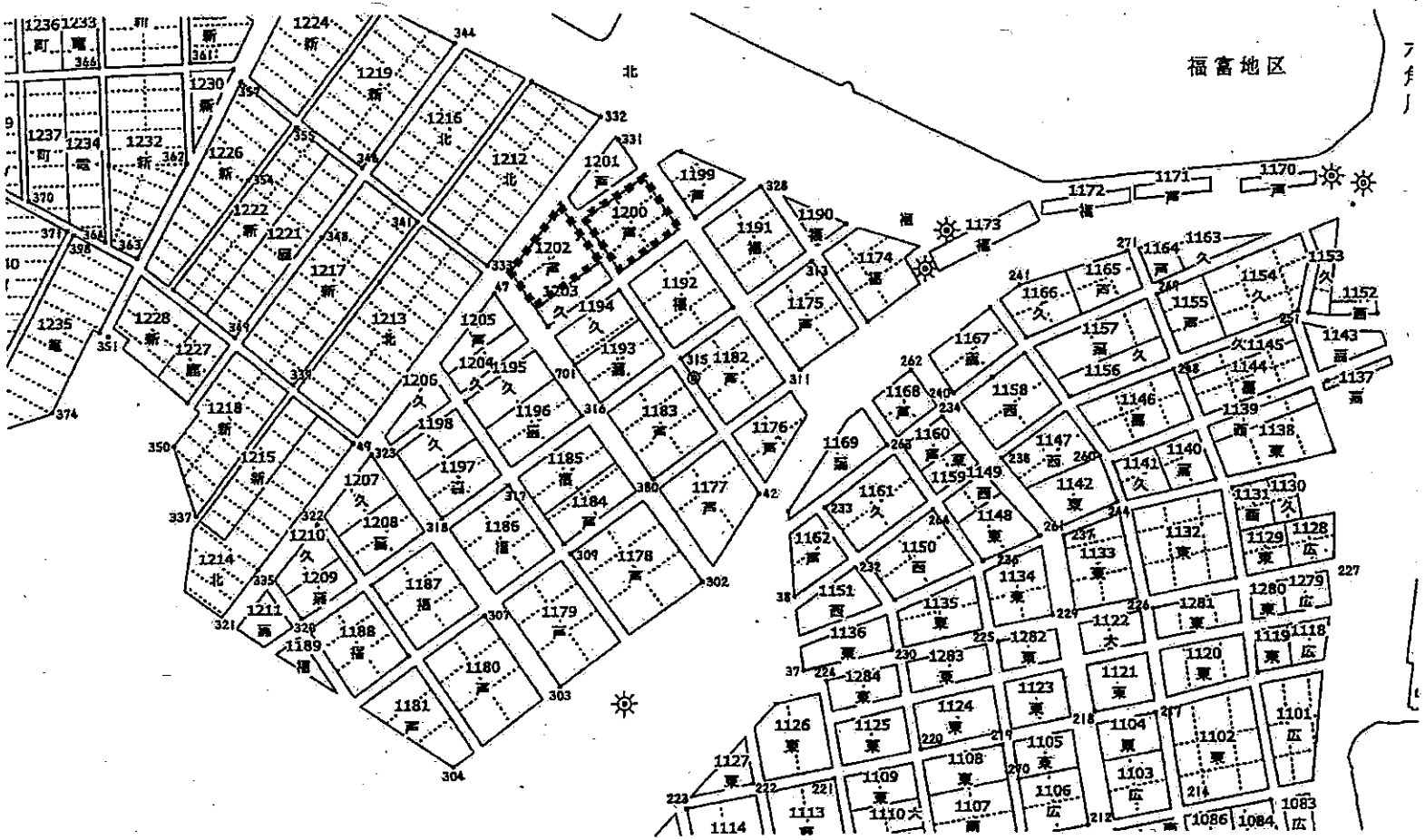
8.そ の 他

緊急時の措置

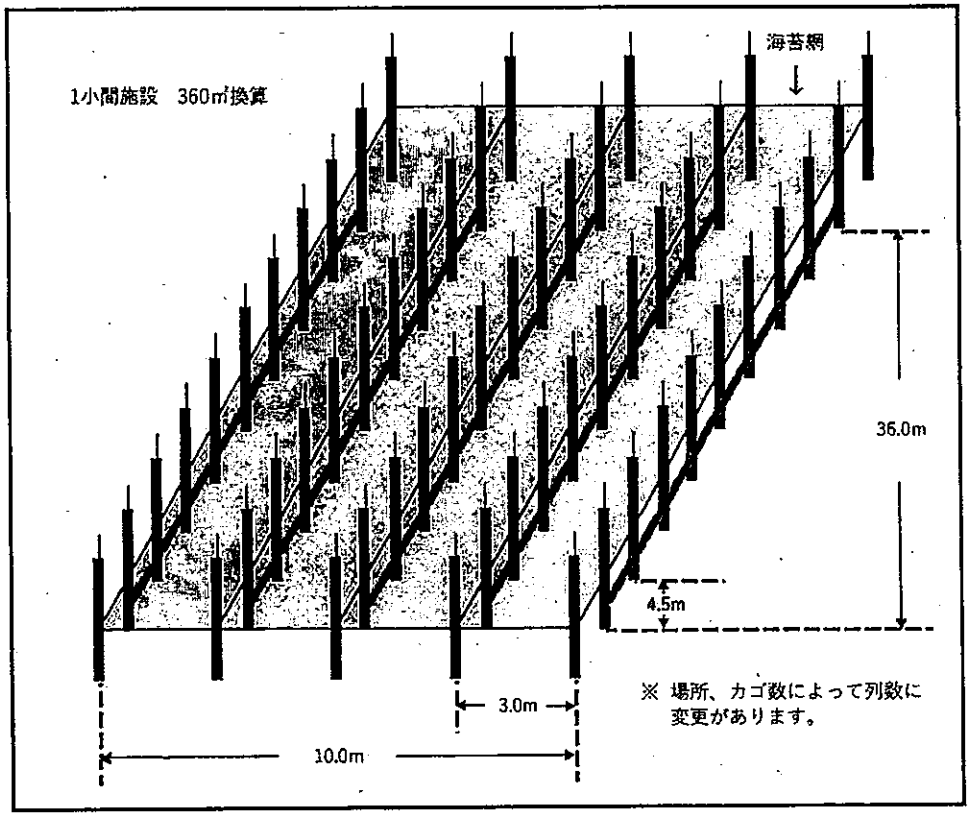
・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

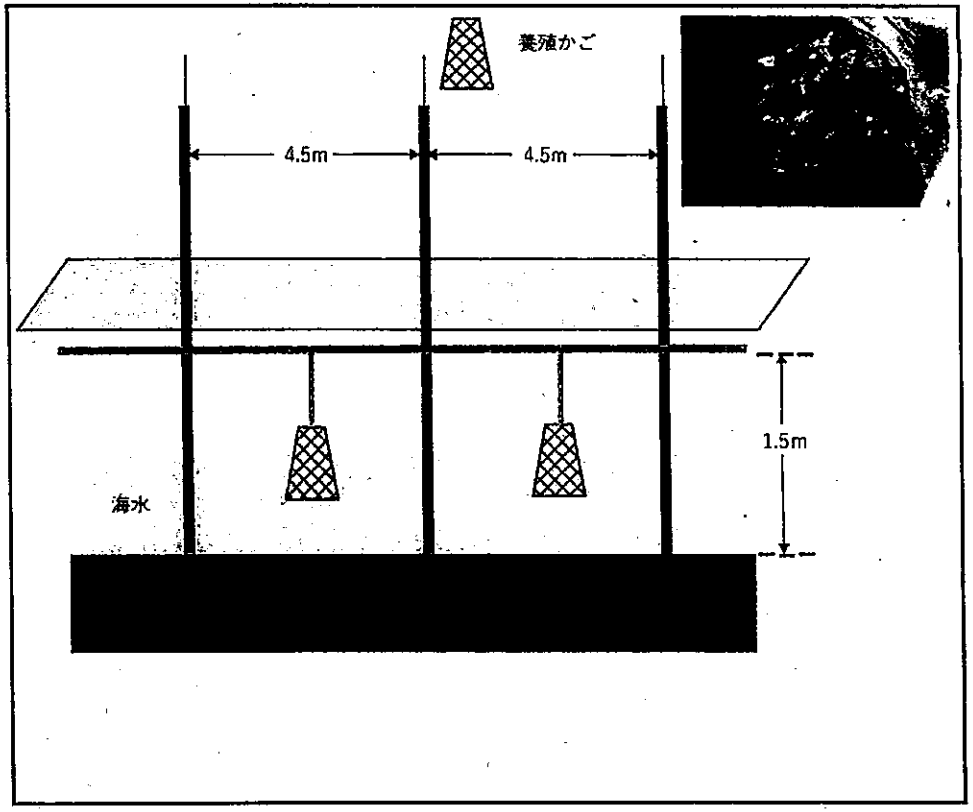
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

試 験 養 殖 漁 場 位 置 図



カキ養殖施設詳細図


1小間施設　360㎡換算
海苔網
36.0m
4.5m
3.0m
10.0m
※ 場所、カゴ数によって列数に
変更があります。


養殖かご
4.5m
4.5m
1.5m
海水

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　7年　7月　1日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　7年　7月　1日

佐賀県有明海漁業協同組合 [redacted]

支所運営委員長　川崎 [redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　7年　7月　1日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県有明海漁業協同組合　新有明

支所運営委員長　久野 健児 [redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　7年　7月　1日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和 7 年 7 月 / 日

佐賀県有明海漁業協同組合　福富町支所

支所運営委員長　筒井 [redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　7年　7月　1日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　7年　7月　1日

佐賀県有明海漁業協同組合　久保田[redacted]

支所運営委員長　中尾 誠[redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　7年　7月　1日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　7年 7.1 月　日

佐賀県有明海漁業協同組合　佐賀市支所

支所運営委員長　香[redacted]

令和7年度スミノエガキ成貝垂下試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、スミノエガキ成貝垂下試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和８年７月 31 日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 7 月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島 [redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 82
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 [redacted]

佐有漁協指第158号
令和7年7月28日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和6年7月31日付け試養第241004号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

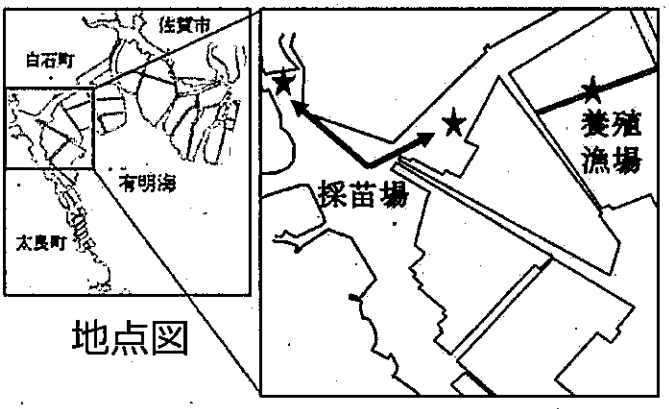
別　紙　　令和6年度 新有明カキ養殖試験 報告書

令和6年度 新有明カキ養殖試験 報告書

❑ 養殖方法

【養殖期間】
・令和6年9月～令和7年3月

【養殖施設】
・令和6年9月に白石町地先のノリ養殖漁場内に支柱式のカキ養殖施設（写真）を設置した。
・養殖カゴは、SEAPA製バスケットカゴ約200個を使用した。



地点図

【養殖種苗】
・令和6年7月～8月にかけて、塩田川河口域のカキ礁内でクペル採苗によって入手した。

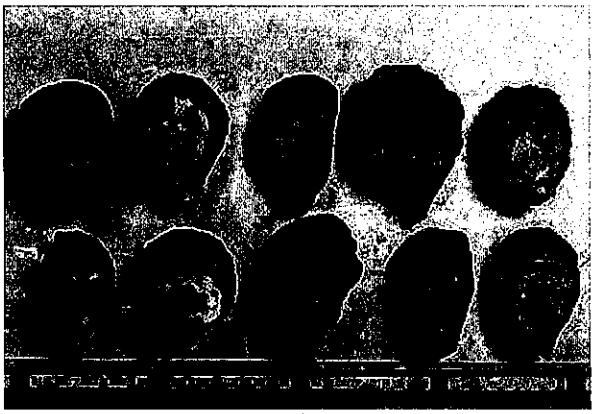


❑ 養殖結果

・バスケットカゴで養殖したスミノエガキは、平たく丸い形状が特徴的であった（写真）。令和7年3月3日時点で平均殻付重量52.4gとなり、養殖開始後、約7ヵ月間で出荷目安となる殻付重量50gを超えるサイズまで成長した。

・養殖したシカメガキは、ほぼ全ての個体が殻付20g以下であった一方、スミノエガキと比較してカップの深いカキが生産できた。


写真　生産したスミノエガキ（ R7.3.3 ）


写真　生産したシカメガキ（ R7.1.9 ）

❑ 販売

・養殖カキは令和6年12月末に「有明海漁協 新有明支所（駐車場）」，令和7年1月～3月に「直売所 にじ」 で販売した。

・販売重量は合計95kg、販売金額は合計8.2万円（税込）であった。

販売場所	販売単価（円）	販売数量（袋）	販売金額（円）
有明海漁協 新有明支所	1,200円 （1.1kg/袋）	10袋	12,000円
直売所　にじ	1,000円 （1.2kg/袋）	70袋	70,000円

❑ 課題

【付着物】

・9～11月頃までは養殖カゴおよびカキへの付着物が多く、カキの成長を阻害する状況がみられた。

・次年度はカゴ替え（1～３回/月）に加え、干出がかかりにくい小潮期に養殖カゴの水位調整を行い、対応する予定である。

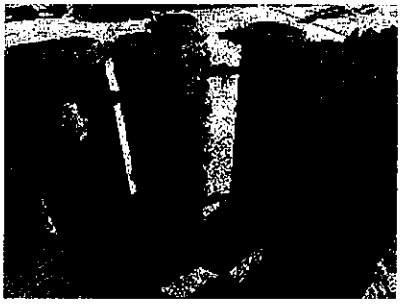


写真　付着物で汚れた養殖カゴ

【サイズ選別】

・カゴ替えにあわせて、篩を用いたサイズ選別を行ったが、選別作業に毎回2～3時間要したため、労力低減の必要がある。

・次年度は「形状選別機」を用いて労力低減を図る予定である。



写真　サイズ選別の様子

❑ 今後

今年度は地元でのみ販売を行ったことで、販売重量および金額が計画よりも少なくなった。

そのため、次年度は大都市圏の市場やオイスターバー等へ出荷する。

水産第1889号
令和7年7月28日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第１４５号
令和７年７月１８日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
スミノエガキ試験養殖
2，水産物の名称
スミノエガキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
有区第1226号内の3,000㎡

4，試験養殖期間
令和７年９月～令和８年７月
5，養殖の方法及び規模
養殖カゴによる垂下方式

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、近年は長期化した赤潮の影響で海水中の栄養塩が枯渇し、ノリの色落ち被害が深刻化しているため、厳しい漁家経営となっています。

厳しい状況を改善するため、令和4年度から当支所青年部ではスミノエガキ養殖に取り組んできました。本種は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。また成長速度が速く、甘味が強いといった特徴も兼ね備えていることから養殖対象種として有望だと考えております。

これまでの取組みの結果、本種は単年での養殖出荷が可能であることが把握できたものの、付着物による養殖カゴやカキ殻表面の汚れ、また養殖したカキ殻の形状に関して課題が残されております。課題を克服し、本種の養殖技術を確立させるため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和7年6月6日

佐賀県杵島郡白石町大字新明2813
佐賀県有明海漁協　新有明支所
支所運営委員長　久野　健児

■ 令和7年度 カキ養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和7年9月	・ 養殖施設の設置
令和7年9月 令和8年7月	・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去、サイズ選別) ・ 養殖施設維持管理(補修、浮力調整等) ・ カキ生育調査
令和8年7月	・ 施設の撤去

2.養殖施設

別紙図面 (垂下養殖)

・ 養殖カゴ　　:SEAPA製バスケットカゴ200個

3.漁場位置及び区域図

1)養殖場所:別紙図面 (有区第1226号)

2)養殖面積:合計3000㎡

3)種苗:天然採苗したカキ稚貝

4.試験養殖従事予定者氏名

[redacted]

5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
養殖施設資材	¥0
	(既存資材流用のため)

2) 収入の部

費目	金額
カキ販売	¥500,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)　　有明海での天然採苗、採苗稚貝数5万個

7.出荷先予定　　地元の直売所および関東方面のオイスターバー

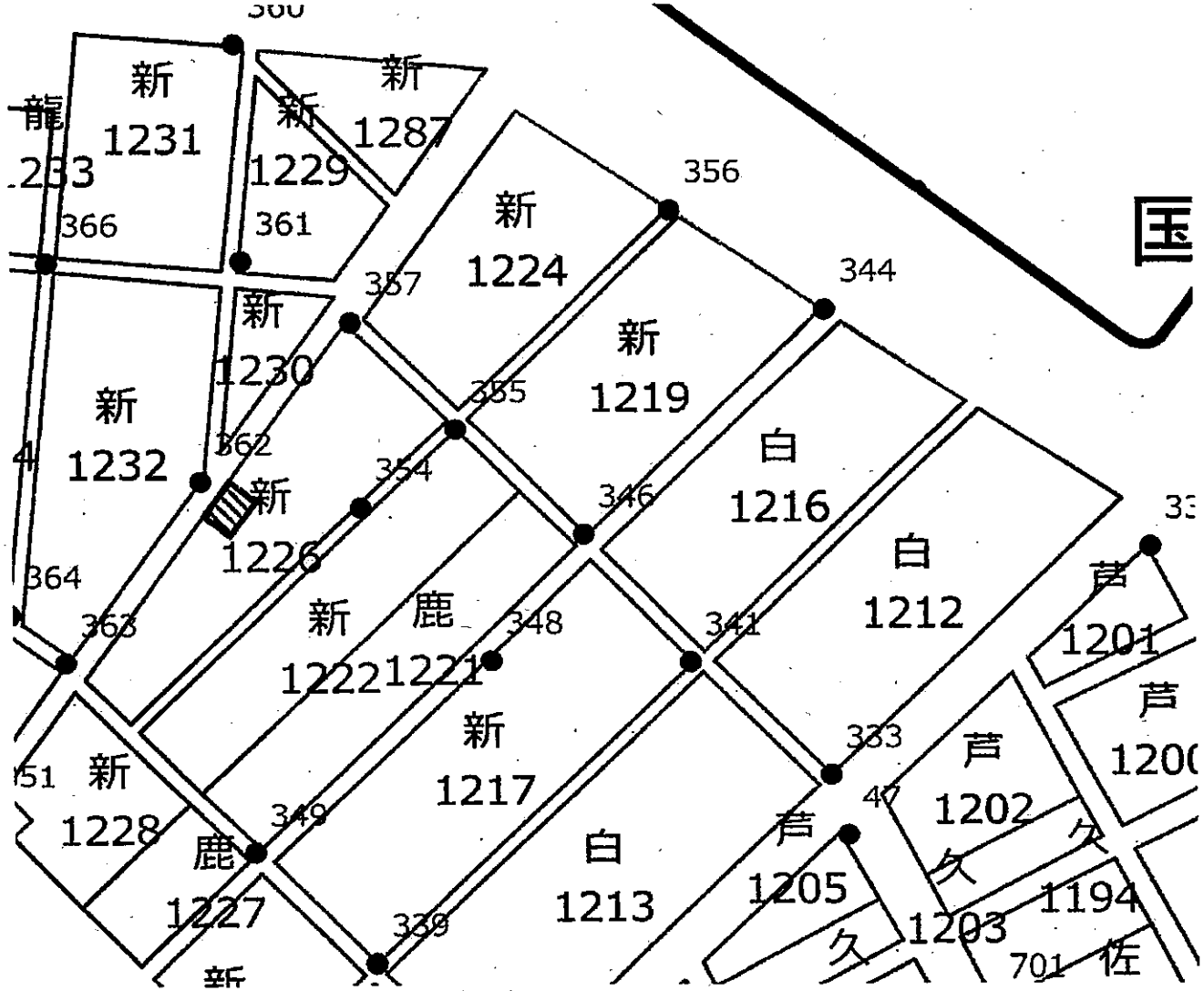
8.そ　の　他

緊急時の措置

・台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

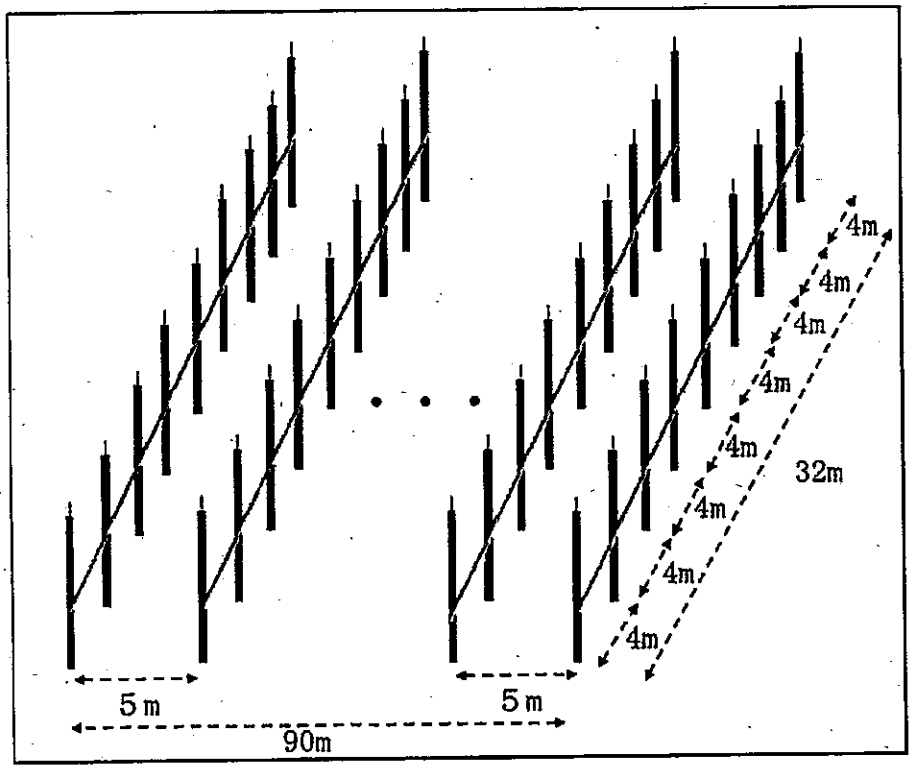
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

試験養殖漁場位置図

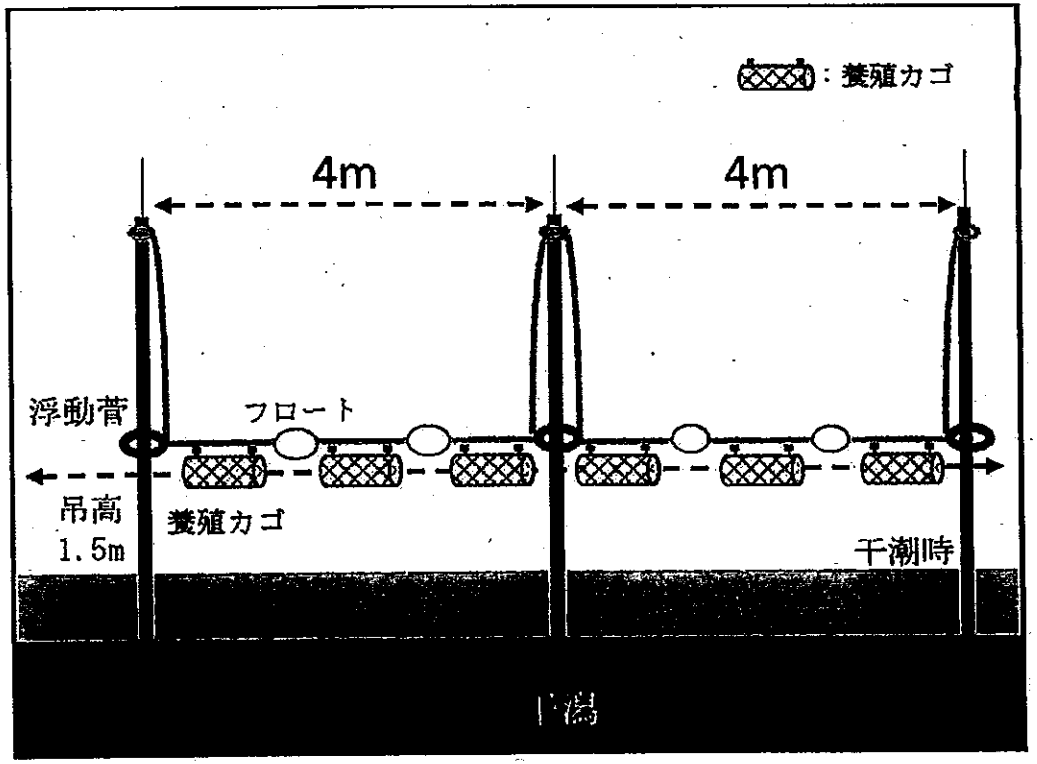

新
1231
新
1229
新
1287
新
1224
新
1230
新
1219
新
1232
新
1226
白
1216
白
1212
新
1222
1221
新
1217
新
1228
鹿
1227
白
1213
芦
1205
芦
1202
芦
1201
久
1194
久
1203
366
361
356
357
344
355
362
354
346
364
363
348
341
333
349
339
347
701
佐

カキ養殖施設詳細図

平面図



測面図



同　意　書

令和7年6月6日付新有明支所青年部の試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和　7年　6月　11日

住　所　佐賀県杵島郡白石町大字新明2813

佐賀県有明海漁業協同組合　白石支

支所運営委員長　川崎保弘

[redacted]

令和7年度スミノエガキ試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条　甲は、スミノエガキ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2. 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年7月31日までとする。

(費用負担)

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 7 月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則[redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 82[redacted]
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保[redacted]

水産第1893号
令和7年7月28日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試 験 養 殖 承 認 申 請 書

佐有漁協指第１４６号
令和７年７月１８日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
　カキ稚貝育成試験養殖
2，水産物の名称
　カキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
　箱崎漁港の東、約40m沖の225㎡

4，試験養殖期間
　令和７年８月～令和８年７月
5，養殖の方法及び規模
　抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所では、七浦地先の沖合において、通年の延縄式カキ垂下養殖を行っています。しかしながら、現状の垂下養殖施設では購入・採苗稚貝の育成において成長速度を管理できず、垂下した稚貝は同時期に出荷可能サイズに達し、出荷作業が煩雑となってしまいます。出荷作業が遅れた際、成長し過ぎたカキは商品価値が下がり、販売単価も低くなってしまいます。

また、出荷してから新たな稚貝を垂下し、再度出荷可能になるまでに1ヶ月～2ヶ月程度を要する為、特にカキの需要が高まる冬場において、出荷できない期間が発生するのは販売機会の喪失に繋がります。

この課題を解決する為に、稚貝を分散購入する方法も考えられますが、購入の度に輸送コストがかかる上、稚貝のサイズを選べない事が多く、出荷予定が立て辛くなり、作業も煩雑となってしまいます。

このような課題を改善するため、干潟に抑制棚を設置することで、一括導入した稚貝の成長速度を調整することが可能となり、より効率的なカキの出荷が見込めます。また、作業効率が上がることにより、更なるカキの増産効果も期待できます。

ノリ養殖に対しても二枚貝は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待され、ノリ生産の安定化にもつながると考えられます。特にカキは、二枚貝のなかでもプランクトン沪過能力が高いうえ、商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えております。

カキ養殖方法の検証により増産ができれば、更なる赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上、安定化にもつながると考えておりますので、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和7年7月4日

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁協　鹿島市支所

支所運営委員長　中　島　[redacted]

■ 令和7年度 カキの稚貝育成試験養殖計画

1.養殖試験方法

抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖

・千潟域における支柱を用いた抑制棚でのカルチ式カキ稚貝育成養殖

・成長や生残、作業性等を検証する。

2.スケジュール

令和7年8月～ (通年)	養殖開始 ・ 養殖施設の設置 ・ カキ稚貝の入手 ・ 試験養殖開始(抑制棚への設置) 養殖管理(1回/月) ・ カキの成長、生残状況確認 ・ カキの適正密度管理 ・ 水位調整 施設の維持管理(1回/月) ・ 害的生物の除去等 ・ 補修等
令和7年10月～	・ 沖出し(有区第2103号) ・ 稚貝の垂下
令和8年7月	・ 養殖終了 ・ 施設の撤去

3.漁場位置及び区域

養殖場所:箱崎漁港の東 約40m

養殖面積:225 ㎡

4.試験養殖従事予定者氏名

[redacted]

■ 令和7年度 カキの試験養殖計画

5.収支計画

1）支出の部

費目		金額
支柱①（4mコンポーズ）	33本	既所持物
支柱②（8mコンポーズ）	12本	既所持物
支柱③（1.5mコンポーズ）	8本	既所持物
養殖施設用ロープ	900m	既所持物
目印用旗	2枚	既所持物
番線	30m	1,000円
カキ種苗代	16,000個	48,000円

2）収入の部

費目	金額
カキ販売	900,000円

6.種苗の供給元および供給量（予定）

・民間種苗会社のカキ：16,000個程度（糸島市の生産者から購入を予定）

7.出荷先予定

直売所、個人売り、市場出荷

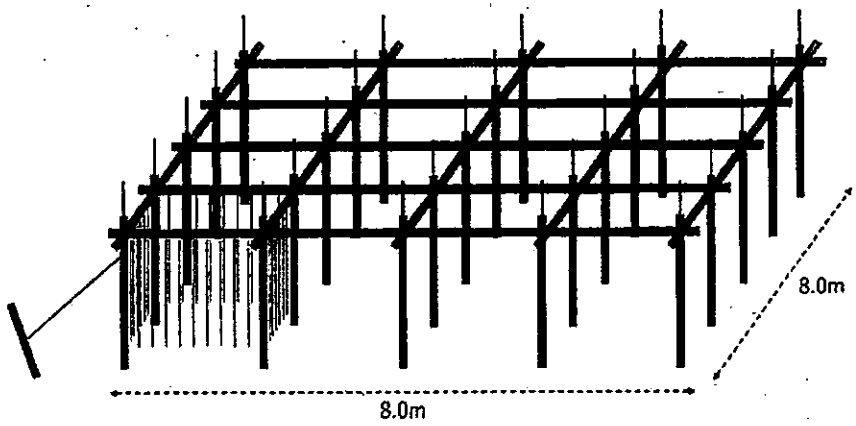
6.そ の 他

緊急時の措置

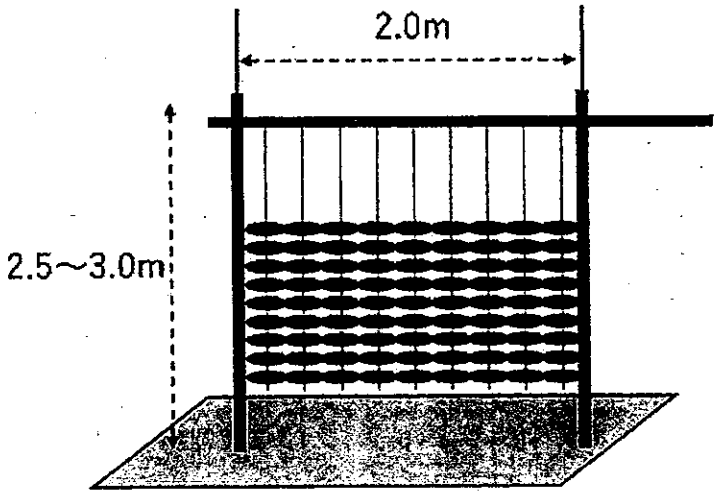
・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖施設詳細図



概要図

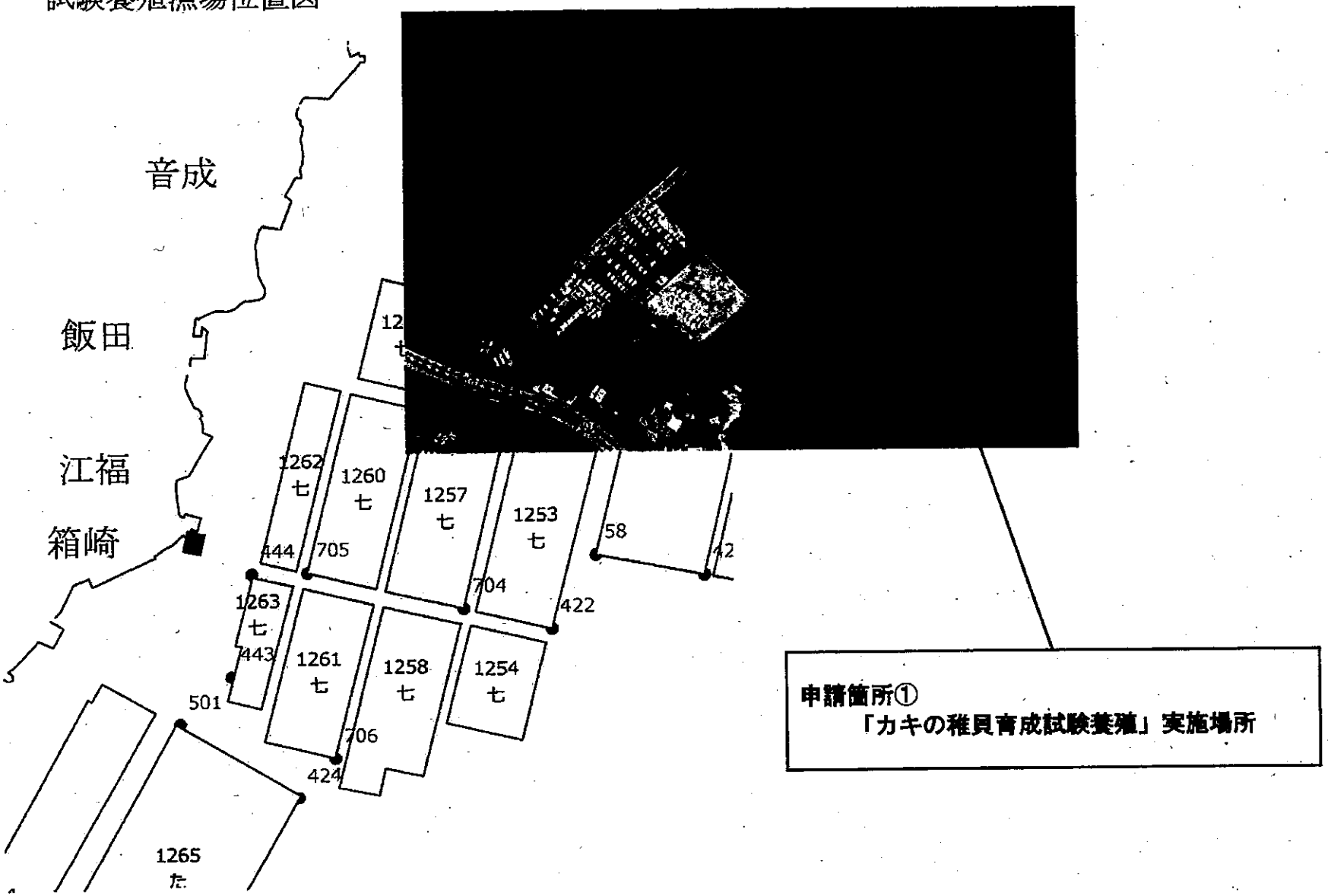


側面図（一部）

：ノリ養殖コンポーズ

：ホタテ殻付きロープ

試験養殖漁場位置図


音成
飯田
江福
箱崎
1262
七
1260
七
1257
七
1253
七
58
42
444
705
704
422
1263
七
443
1261
七
1258
七
1254
七
501
706
424
1265
た
申請箇所①
「カキの稚貝育成試験養殖」実施場所

同　意　書

令和7年7月4日付佐有漁協鹿支第15号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和7年7月4日

住　所　藤津郡太良町大字糸岐1558番地11 2F

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合
たら支所運営委員長　惠﨑 [redacted]

令和７年度カキ稚貝育成試験養殖業務委託契約書

令和７年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、カキ稚貝育成試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和８年７月 28 日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　7 年 7 月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　[redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 82[redacted]
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保[redacted]

佐有漁協指第157号
令和7年7月28日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和6年7月31日付け試養第241003号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙　　令和6年度 有明海漁協たら支所 二枚貝垂下試験養殖報告書

令和６年度　有明海漁協たら支所　二枚貝垂下試験養殖報告書

１．目的

佐賀県有明海漁業協同組合たら支所の主幹漁業は、冬季の「ノリ養殖業」であるが、近年植物プランクトンによる赤潮により、栄養塩が低下しノリが色落ちする被害が発生している。生産金額の低迷から、漁家経営は年々厳しくなり、漁家数も激減していることから、ノリ漁場の大半が空き漁場となっている。春から夏にかけては「サルボウ養殖」や「アサリ養殖」を一部の漁業者が営んできたものの、令和２年、令和３年の集中豪雨やナルトビエイの食害などにより、資源量が激減し、漁が成り立たない状況が続いている。これらの二枚貝は、植物プランクトンを餌とすることから、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっている。

このような中、二枚貝をノリ養殖区画の空き漁場に垂下し育成することで、漁家経営安定の一助となるか検討するため試験養殖を行った。

２．試験の概要

・試験期間：令和６年 10 月～令和７年４月
・試験漁場：有区第 1265 号、有区第 1267 号（図 1）
・養殖方法：延縄垂下式および固定式（図 2）
・養殖種苗：マガキ

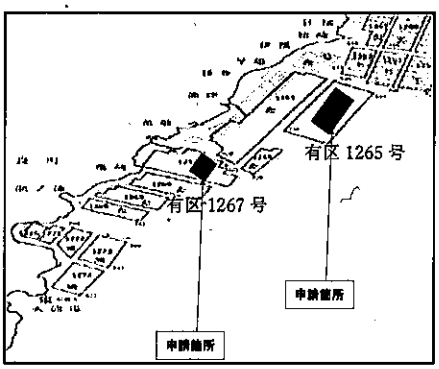


図 1. 試験漁場図

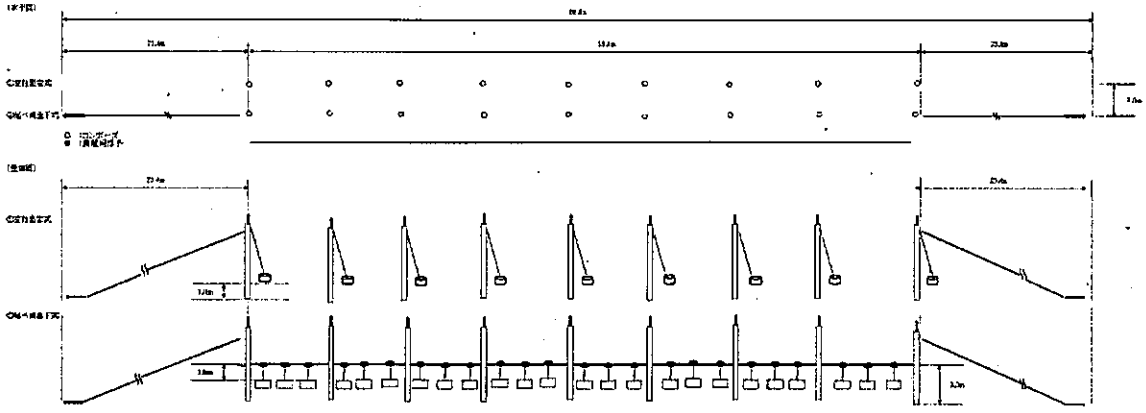


図 2. 二枚貝垂下式養殖施設詳細

3．結果

令和７年１月 30 日に、図２に示した養殖施設を設営し、試験養殖を開始した。試験養殖用マガキは、有明海漁協大浦支所から 100kg 購入した。購入時の平均殻長は 5.6cm、平均殻付き重量は 29g/個であった。マガキは１カゴ当り５kg 程度収容した。令和７年４月４日には、平均殻長 6.4cm、平均殻付き重量 36g/個に成長した。販売は、個人売りにより３月中旬から４月上旬に実施した。販売合計数量は 29kg で、販売金額は 17,200 円であった。販売が見込める時期に、本業のノリ摘採が行えないほどの時化が続き、カキ収穫作業にも支障が出ただけでなく、波浪によるカゴ流出やへい死の発生が確認された。

なお、アサリについては、殻長 3cm 以上の個体が予定量採捕できなかったため、試験は実施できなかった。



写真１　養殖施設設置

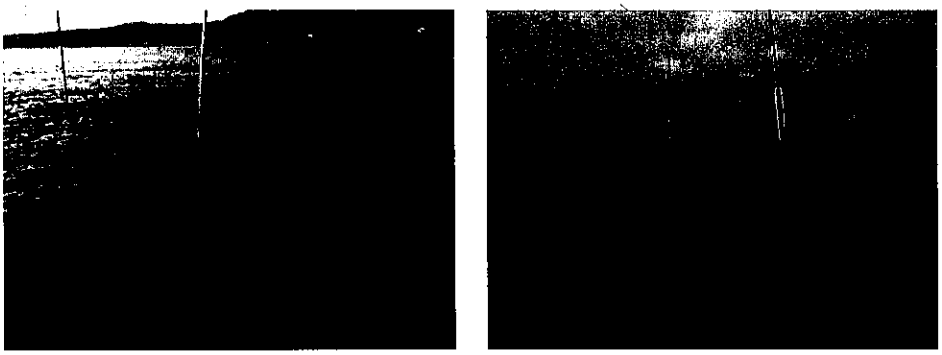


写真２　養殖施設（左：延縄垂下式、右：固定式）

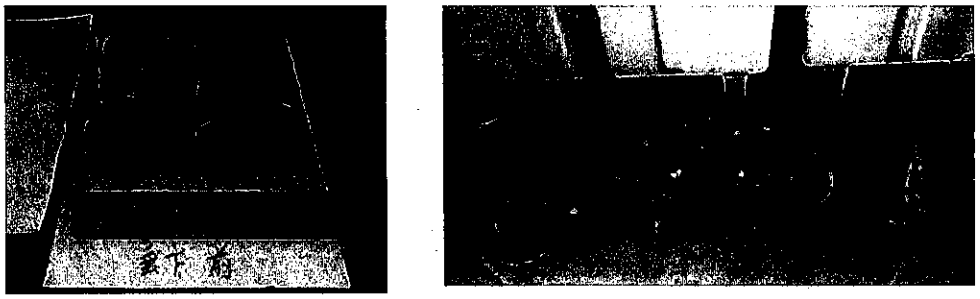


写真３　試験養殖垂下開始前マガキ

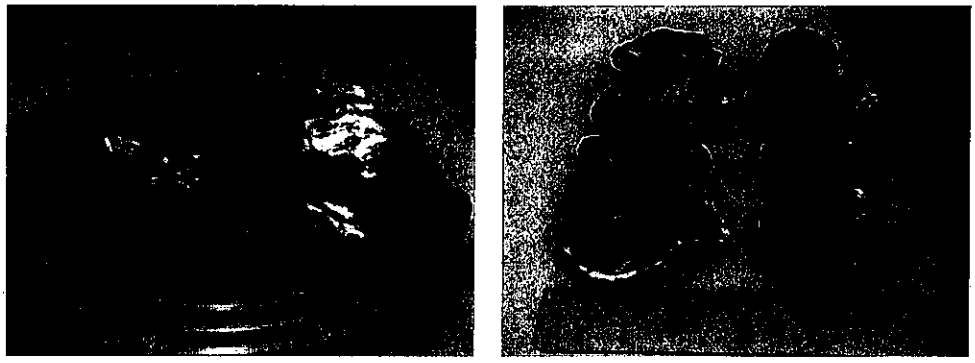


写真４　養殖開始後１ヶ月半（左）、２ヶ月半（右）のマガキ

４．収支報告

支出の部		収入の部	
費目	金額（円）	費目	金額（円）
マガキ稚貝代	50,000	マガキ販売	17,200

５．まとめと今後

ノリ養殖区画の空き漁場を活用して、マガキの垂下試験養殖を行った結果、植物プランクトンの捕食による漁場環境改善への貢献という意識付けが図られた一方、販売に関しては、波浪によるカゴの流出やへい死により収入が支出を下回った。カキ垂下養殖が漁家経営安定の一助となるためには、カゴの設置方法を再検討し流出を防ぐことや、養殖開始時期を早め高単価での販売が見込める時期に出荷すること等が必要と考えられるため、次年度はこれらの点を改善して試験を行う予定である。

水産第1895号
令和7年7月28日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試 験 養 殖 承 認 申 請 書

佐有漁協指第１４７号
令和７年７月１８日

佐賀県知事　　山口　祥義　　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　　的
　　カキ類垂下試験養殖
2，水産物の名称
　　カキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
　　有区第1264号、有区第1267号
　　1,500㎡
4，試験養殖期間
　　令和７年度ノリ漁期の間
5，養殖の方法及び規模
　　海苔支柱（コンポーズ）を用いた直接吊り下げ式（固定式）、
　　及び延縄垂下式

添付書類

(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年植物プランクトンの発生が多発し、栄養塩低下による色落ちで水揚げ金額は低迷が続き、漁家の経営は年々厳しくなっております。ノリ漁家数も激減し、ノリ漁場の大半が空き漁場となっている状況です。

春から夏にかけては、「サルボウ養殖」や「アサリ養殖」を一部の漁業者が営んでおりましたが、令和2年および令和3年の集中豪雨やナルトビエイ等による食害などで資源量は激減し、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするこれらの貝類は、ノリ養殖にとっても特に重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、今年度のノリ養殖と併用して、ノリ区画の空き漁場でカキ類を育成させ、将来の本格的な養殖と漁家経営の安定化の一助と致したく考えております。

つきましては、厳しい状況をふまえて、今年度のカキ類垂下試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和7年7月7日

佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1558番地11
佐賀県有明海漁協　たら支所
支所運営委員長　惠 﨑　俊 [redacted]

■令和7年度カキ類垂下試験養殖計画書

1.方法

①取組み

・ノリ区画の空き漁場を利用して垂下カゴを設置し、カキ類の生育状況を確認する

②養殖による育成効果の検証

・支柱固定式及び延縄垂下式（1カゴにカキ類3～5kg程度収容）

2.スケジュール

令和7年9月～	・ 養殖施設の設置
令和7年10月～	・ 試験養殖開始(養殖カゴの設置)
	・ 養殖稚貝の生育確認
	・ 養殖稚貝の測定
	・ 養殖管理(害的生物の除去等)
	・ 養殖施設の維持管理(補修等)
令和8年3月	・ 養殖カゴの撤去
令和8年4月	・ 施設の撤去

3.漁場位置及び区域

1)養殖場所:有区第1264号 有区第1267号

2)養殖面積:1,500 ㎡以内

4.試験養殖従事予定者氏名

[redacted]

5.収支計画

1)支出の部

費目	金額
カキ種子	¥150,000
養殖施設資材	¥0

※既存資材活用のため

2)収入の部

費目	金額
カキ販売	¥210,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)

大浦産マガキ(購入)、天然マガキ・天然スミノエガキ(採捕) 合計300kg

7.出荷先予定

個人売り

8.そ の 他

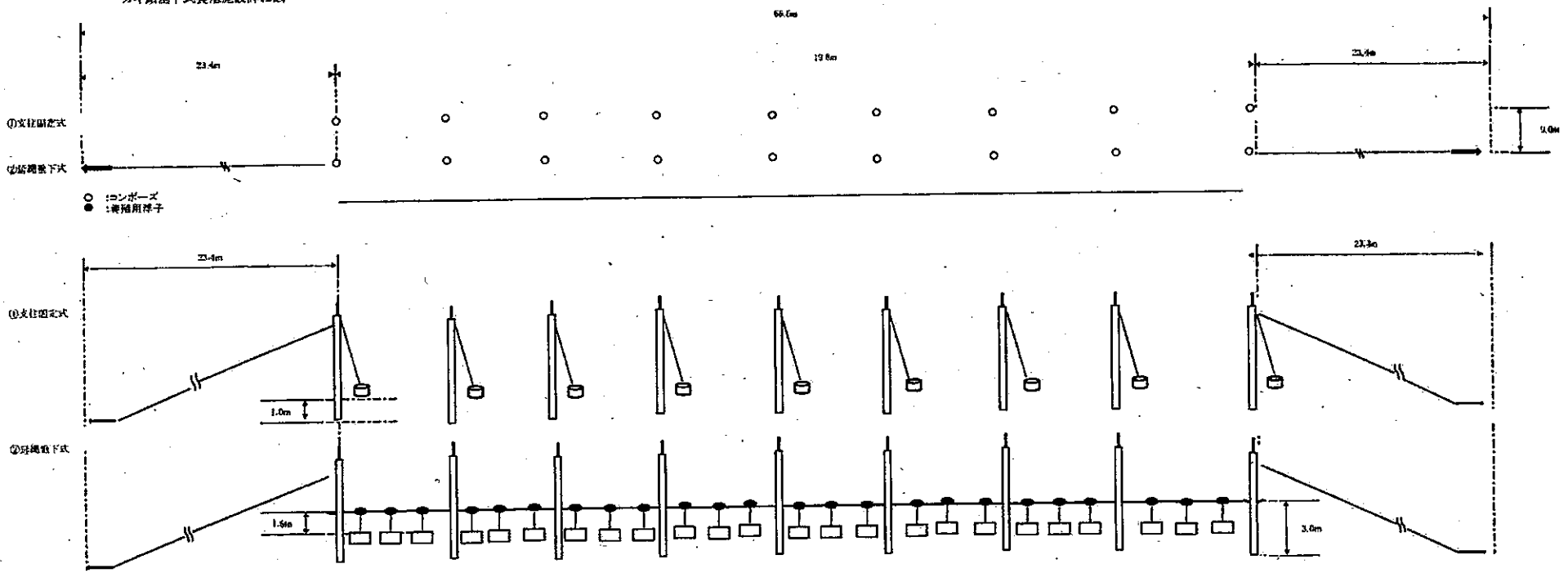
緊急時の措置

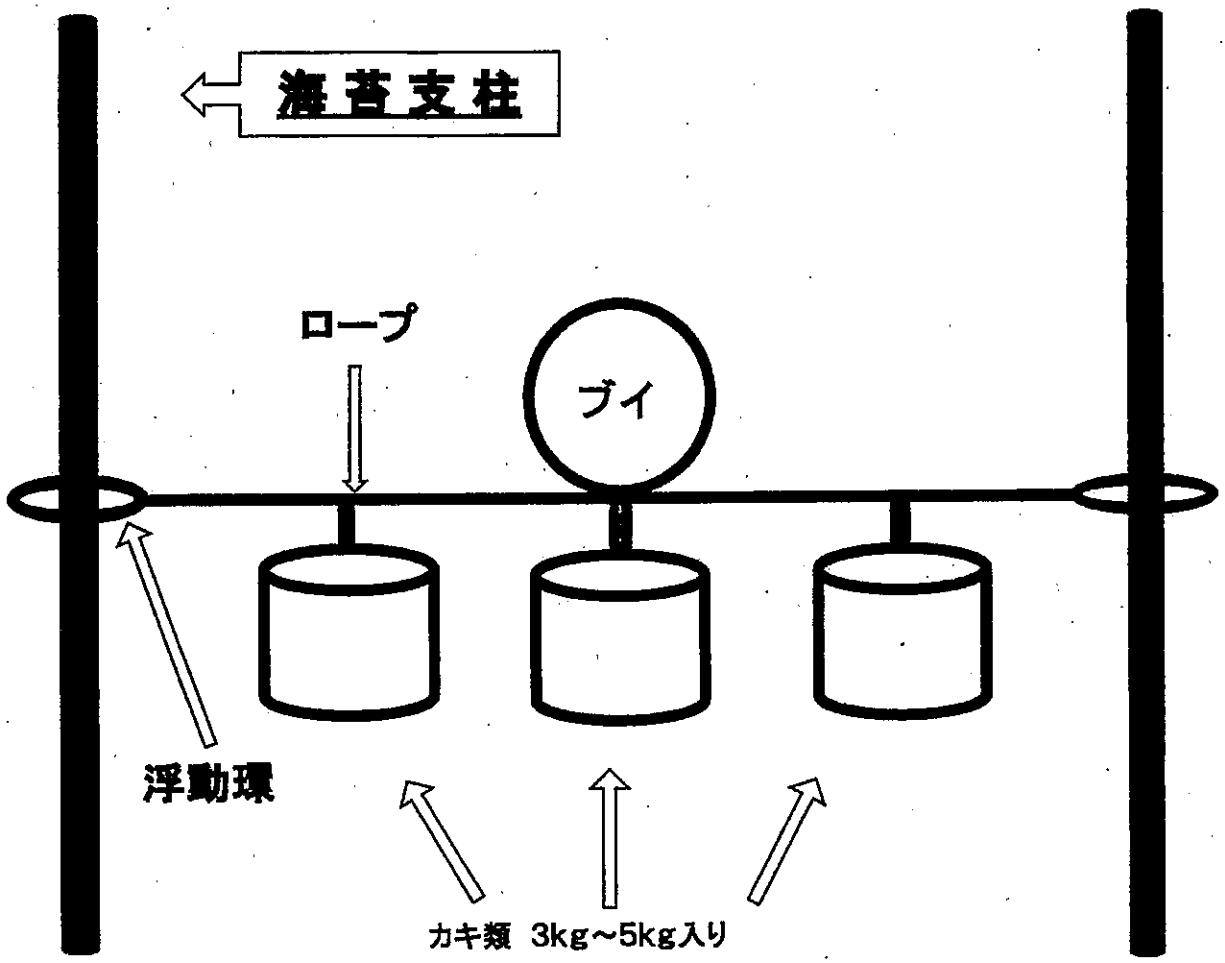
台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、

養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

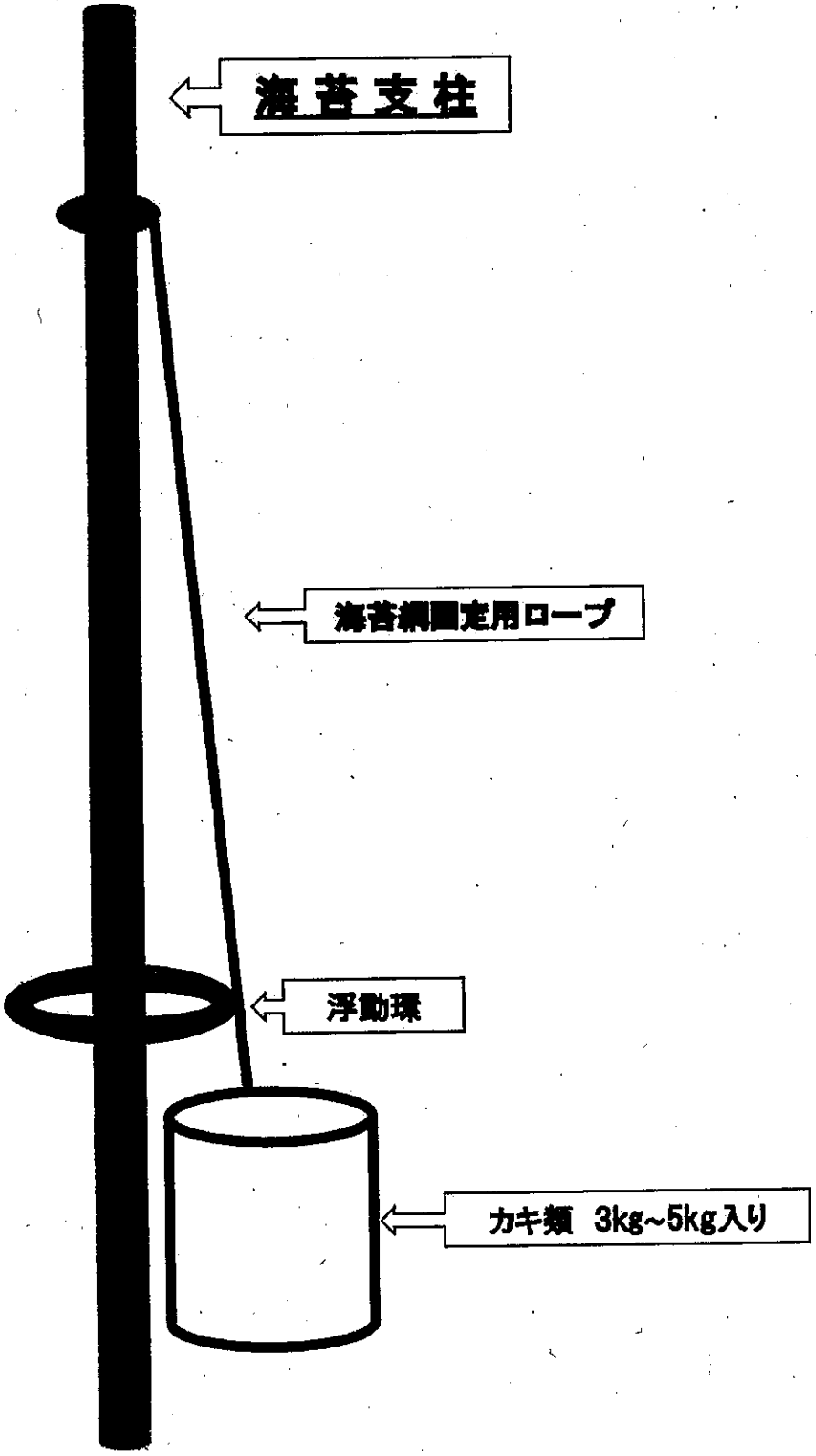
また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

カキ類垂下式養殖施設詳細図

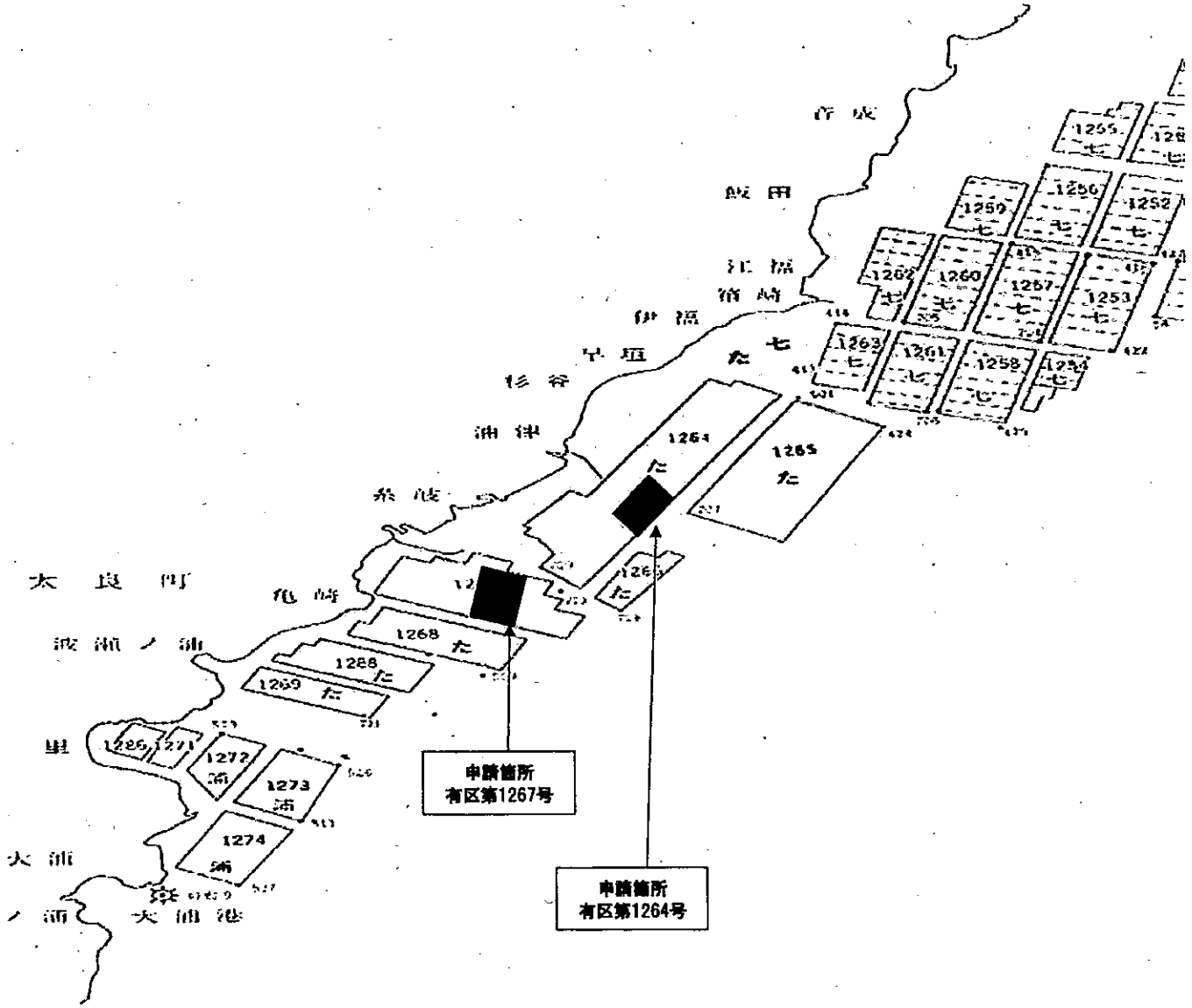




※重しやロープ等で浮動環が抜けないような対策を実施


海苔支柱
海苔網固定用ロープ
浮動環
カキ類 3kg~5kg入り

試験養殖漁場位置図


1255
七
1259
七
1250
七
1252
七
1262
七
1260
七
1257
七
1253
七
1263
七
1261
七
1258
七
1254
七
1264
た
1265
た
1268
た
1288
た
1269
た
1272
流
1273
流
1274
流
申請箇所
有区第1267号
申請箇所
有区第1264号

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　たら支所

運営委員長　　惠﨑　俊幸　様

令和7年7月3日付　たら支所カキ垂下試験養殖については、
異議なく同意いたします。

令和7年 7 月 3 日

佐賀県有明海漁業協同組合　鹿島市支所

支所運営委員長　中島　龍　[redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合 たら支所

運営委員長　　惠﨑 俊幸 様

令和7年7月3日付 たら支所カキ垂下試験養殖については、
異議なく同意いたします。

令和7年 7 月 4 日

佐賀県有明海漁業協同組合 大浦支所

支所運営委員長 貞包 保則 [redacted]

令和７年度カキ類垂下試験養殖業務委託契約書

令和7年度カキ類垂下試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、カキ類垂下試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和８年５月29日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 7 月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則[redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 821[redacted]
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保[redacted]

佐有漁協指第130号
令和7年7月2日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

えび2そう船びき網漁業の許可について（要望）

謹啓　貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、9月5日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび2そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび2そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を10月1日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこの様な要望がなされ、生計への依存度の大・小はあると思われますが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。.

記

添付書類　・大浦支所運営委員長よりのえび2そう船びき網漁業許可についての要望書（写）

・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび2そう船びき網漁業の許可条件についての要望書（写）

令和７年６月14日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長　貞包 保則

えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。
10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。
最盛期としては9月5日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。

つきましては事情を御賢察下さり9月5日より操業出来ますよう要望致します。

令和7年7月2日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　　西久保　敏　様

アンコウ網漁業者
東部地区代表
広江支所
中部地区代表
芦刈支所
竹羽瀬漁業者
東与賀支所
[redacted]

えび２そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓　猛暑の候、ますますの御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび２そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海においての漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび２そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願い申し上げます。

記

えび２そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を１０月１日として頂きたい。

水産第1781号
令和7年7月23日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

令和７年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和７年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

えび２そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

５０隻（２５統）

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）

６　漁業時期

佐賀県有明海　　９月１５日から１１月２５日まで

農林水産大臣管轄漁場　９月２０日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和７年９月１５日から令和７年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和７年８月５日から令和７年８月２５日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、２５件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、２隻１統を１件とする。（以下この許可方針において同じ。）

３　令和７年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が２５件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4　合計数が２５件に到達した日以降から令和７年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

1　令和７年８月５日から令和７年８月２５日までにおける受付数が２５件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　令和６年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（2）　令和６年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（3）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（4）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（5）　上記（1）から（4）に該当しない者

2　令和７年８月２６日以降における合計数が２５件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（2）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（3）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（4）　上記（1）から（3）に該当しない者

第５　条件

１　次に掲げる区域で操業してはならない。

（１）　区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。

（２）　竹羽瀬から１００メートル以内の区域。

２　指定された船以外を僚船に使用してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

４　使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

佐有漁協指第129号
令和7年7月2日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年度も当漁協組合員 中島作好 他1名 より標記漁業許可について別添とおり要望がありましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

添付書類　「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）

意　　見　　書

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏　様

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　白石支
（代表者名）支所運営委員長　川　﨑　保　弘　[redacted]

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが、当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます様、県に対して要望頂きたく宜しくお願いお願い申し上げます。

意　　見　　書

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長　西久保　敏　　様

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　新有明

（代表者名）支所運営委員長　久野　健児郎　[redacted]

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが、当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます様、県に対して要望頂きたく宜しくお願いお願い申し上げます。

意　　見　　書

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏　様

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　鹿島市[redacted]
（代表者名）支所運営委員長　中　島　　龍

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが、当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます様、県に対して要望頂きたく宜しくお願いお願い申し上げます。

要　望　書

県当局におかれては、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、４トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限をうけ海苔養殖漁場内での操業が出来ないことになっております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿、漁業調整委員会へ陳情申し上げ御検討を頂き、試験操業として許可をうけ、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さいます様連署をもって要望致します。

記

一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をうける為、漁獲量が減少しているので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。

二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。

今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願い申し上げます。

令和７年７月一日

佐賀県西部地区網漁業者一同

佐賀県西部地区網業者

住　　所	氏　　名	㊞

同　　意　　書

令和7年6月30日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業について同意します。

令和 7 年 7 月 1 日

（住　所）佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　新有明

（代表者）支所運営委員長　久 野　健 児 郎

（住　所）佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　　白石

（代表者）支所運営委員長　川　崎　保　弘

（住　所）佐賀県鹿島市浜町1707番地

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　鹿島市

（代表者）支所運営委員長　中　島　　龍

令和 7 年 6 月 30 日

佐賀県有明海漁業協同組合
新有明支所運営委員長　様
白石支所運営委員長　様
鹿島市支所運営委員長　様

グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対ないよう致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1．漁業種類　　グチ固定式刺網漁業

2．操業期間　　許可の日から令和８年４月３０日まで

3．操業区域　　別紙のとおり

4．漁業許可申請者

[redacted]

水産第1801号
令和７年７月23日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

令和７年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和７年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（１）と（２）は合計１２隻

操業区域の（３）－①は３隻、（３）－②は３隻、（３）－③は３隻

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

（１）　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア　第３３２号鋼管	イ　第３３５号鋼管	ウ　第３３７号鋼管
エ　第３５０号鋼管	オ　第３９２号鋼管	カ　第３５１号鋼管
キ　第３９５号鋼管	ク　第３７４号鋼管	ケ　第３７５号鋼管
コ　第４３１号鋼管	サ　第４３２号鋼管	シ　第４２９号鋼管
ス　第　５８号鋼管	セ　第４２２号鋼管	ソ　第４４４号鋼管
タ　第４１４号鋼管	チ　第４０４号鋼管	ツ　第４０３号鋼管
テ　第４００号鋼管	ト　第３７９号鋼管	ナ　第３９７号鋼管
ニ　第３６７号鋼管	ヌ　第３９６号鋼管	ネ　第３６０号鋼管
ノ　第３５８号鋼管	ハ　第３９４号鋼管	

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（２）　次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

①　有区第１２１２号、有区第１２１３号、有区第１２１４号、有区第１２１６号

②　有区第１２１５号、有区第１２１７号、有区第１２１８号、有区第１２１９号、有区第１２２２号、有区第１２２４号、有区第１２２６号、有区第１２２８号、有区第１２２９号、有区第１２３０号、有区第１２３１号、有区第１２３２号、有区第１２８７号

（３）　次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

①　有区第１１９４号、有区第１１９５号、有区第１１９８号、有区第１２０３号、有区第１２０４号、有区第１２０６号、有区第１２０７号、有区第１２１０号

②　有区第１２７２号、有区第１２７３号

③　有区第１１７４号、有区第１１８５号、有区第１１８６号、有区第１１８７号、有区第１１８８号、有区第１１８９号、有区第１１９０号、有区第１１９１号、有区第１１９２号

6　漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7　漁業を営む者の資格

（1）　佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者

ア　操業区域（1）　新有明支所、白石支所（旧 白石町北明支所）、鹿島市支所に属する者

イ　操業区域（2）－①　白石支所（旧 白石町北明支所）に属する者

ウ　操業区域（2）－②　新有明支所に属する者

エ　操業区域（3）－①　久保田町支所に属する者

オ　操業区域（3）－②　大浦支所に属する者

カ　操業区域（3）－③　福富町支所に属する者

（2）　過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

（3）　固定式刺網漁業の許可を有している者

（4）　操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者

（5）　佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

（6）　適切な資源管理を実践できる者

（7）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2　許可の有効期間

令和7年9月1日から令和8年4月30日まで

第3　申請すべき期間

1　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年8月1日から令和7年8月18日までとする。

2　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数（以下「最高隻数」という。）に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3　令和8年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4　合計数が最高隻数に到達した日以降から令和8年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第４　許可の基準

１　令和７年８月１日から令和７年８月１８日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　令和７年４月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　令和７年４月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（３）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（４）　当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（５）　上記（１）から（４）に該当しない者

２　令和７年８月１９日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（２）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（３）　当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

１　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

２　操業中は、使用船舶を漁具の周囲５０メートル以内に停めておかなければならない。

３　使用する網は、高さ２メートル以下、長さ２００メートル以下でなければならない。

４　使用する漁具は、１統でなければならない。

５　網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

水 産 第 1874 号
令和 7 年(2025 年)7 月 25 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長　西 久 保　敏　様

佐賀県農林水産部水産課
課長　横尾　一成

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 68 号の
適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 68 号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1　適用除外の理由

委員会指示第 62 号により操業が禁止されている海域および第 68 号によりタイラギの採捕が禁止される海域において、タイラギの採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査を実施するため。

2　調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜水士による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集である。

3　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg 以内）

4　適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和８年３月 31 日まで

5　調査計画

別添１「工程表」のとおり

6　採捕の区域

有明海（別添２「採捕区域」のとおり）

7　採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添３「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

8　その他

佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

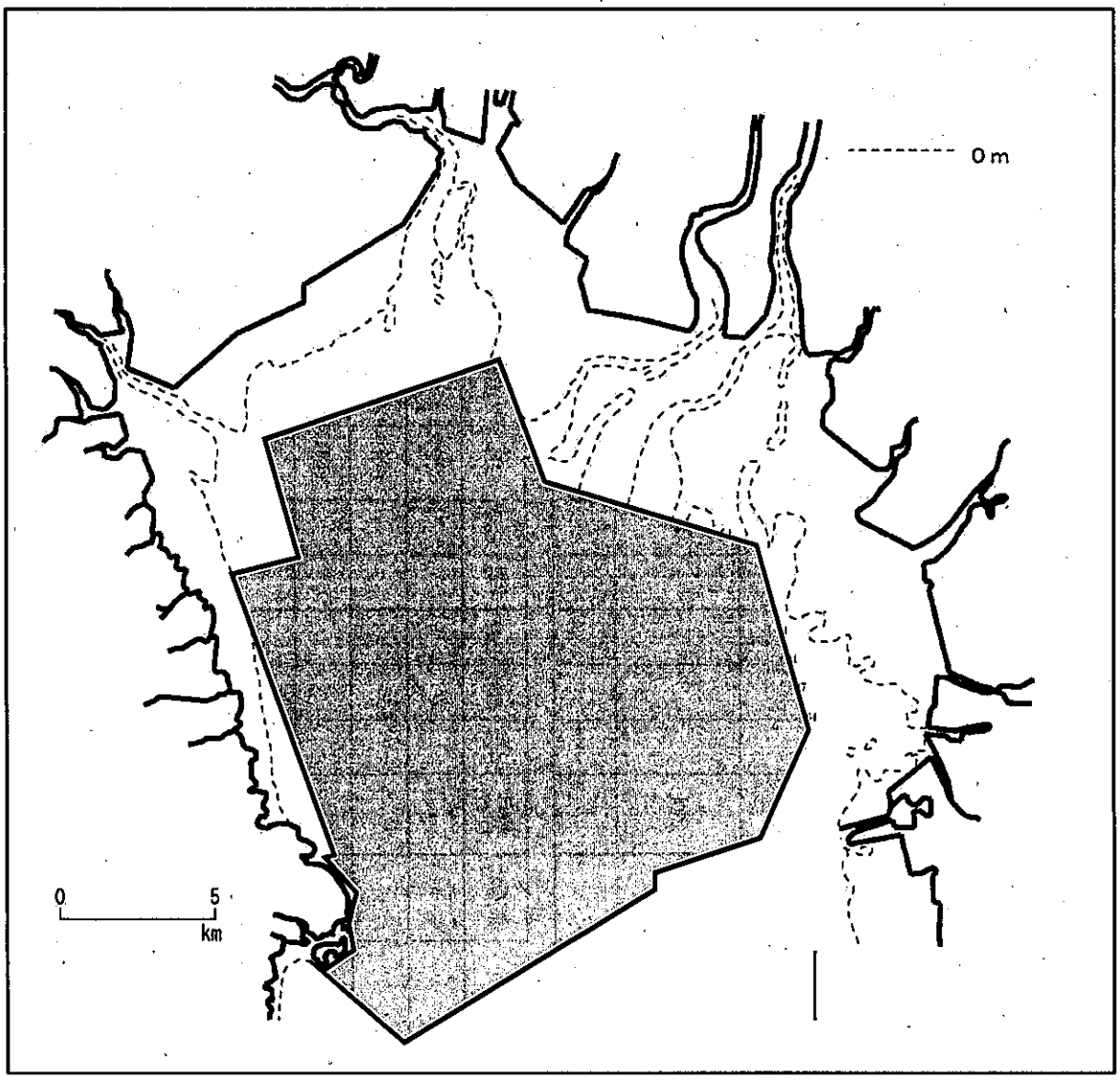
工程表

（別添1）

区分			調査・分析項目	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	200地点	2回						200			200				
	B	底泥採取+（タイラギ生息状況調査）	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成	60地点	1回						60							60地点のうち48地点は200地点調査と重複 重複しない12点についてタイラギ生息状況調査・浮泥厚調査を実施
			Aと重複しない地点 タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	(12地点)	1回						(12)							
	J（対照区）	漁場改善効果把握調査（R6施工区）	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	5地点	2回													
		底泥採取	底質分析 IL,AVS,粒度組成								5				5			
	K（対照区）	漁場改善効果把握調査（R7施工区）	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	6地点	2回													
		底泥採取	底質分析 IL,AVS,粒度組成								6				6			
取りまとめ																		

区分		概要	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
作業量	調査地点数									223			211				434
	調査日数	4地点/日・隻 9隻/日として								6.19			5.86				12.1
	安全監視船日数									6.19			5.86				12.1
	分析検体数	B調査								60			0				60
	分析検体数	J、K調査								11			11				22

○ 採捕区域　　（別添2）



○採捕に従事する者の氏名、船舶及び住所　　（別添3）

	従事者	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	住所
[redacted]							

令和７年７月22日

佐賀県農林水産部水産課
課長　横尾　一成　様

佐賀県有明海漁業協同
代表理事組合長　西久

タイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示
適用除外申請への同意について

令和７年７月15日付け水産第1683号で依頼のあったタイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請について同意します。

佐有漁協指第１３８号
令和７年７月１５日

佐賀県農林水産部水産課
課長　横尾　一成　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

令和７年度ウミタケ調査操業結果報告書の提出について

謹啓　時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、令和７年度ウミタケ調査操業結果報告書を提出致しますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

[提出書類]
・令和７年度ウミタケ調査操業結果報告書
・令和７年度ウミタケ調査操業採補結果（簡易潜水器）
・令和７年度ウミタケ調査操業（簡易潜水器）調査地点
・令和７年度ウミタケ調査操業水揚げ単価表（簡易潜水器）

令和７年度 ウミタケ調査操業結果報告書

１．調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し、操業に向けた基準作りを検討していくことを目的として実施した。

２．調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息状況（生息箇所・生息密度・採捕個数）を把握した。また、採捕したウミタケを市場に出荷し市場調査を行った。

（１）簡易潜水器

令和７年５月に実施した生息状況調査により、生息が確認された箇所で、且つ、簡易潜水器漁業の操業区域内での調査をおこなった。

（２）市場調査

採捕したウミタケを筑後中部魚市場及び佐賀魚市場（一部直販所まえうみ）に出荷し調査を行った。

尚、採捕にあたっての全体の採捕数量は、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６７号の適用除外を受けた、採補数量である６，０００個体を上限とすることを徹底した。

３．調査年月日

（１）簡易潜水器

令和７年６月１５日、１７日、１８日、１９日、２０日（５日間）

※調査操業開始から２時間を目処に実施した。

４．調査操業漁船

簡易潜水器５隻

５．調査操業結果

（１）簡易潜水器の概況

６月１５日、１７日、１８日、１９日、２０日の５日間、簡易潜水器４～５隻／１日により、生息状況調査にて生息が確認された箇所で、且つ、簡易潜水器漁業の操業区域内に

おいて辺域の生息の広がりの調査を行った結果、１日２時間程度の操業で１隻あたり 0～92 個体（１日１隻あたり平均３９個体）の採捕となった。
今年度実施した生息状況調査（４月、５月実施）では、最も多く確認された地点の最大密度は推定１～２０個／㎡で発見個体は新子が多かったが、調査操業では最も多い地点の最大密度は推定２０～３０個／㎡が確認され１歳貝も確認された。調査操業時、数日前の荒天の影響で視界が悪く、条件が揃わない中での調査となったことと、泥の表面に水管を出していない個体が多く、４月、５月の調査時にウミタケが発見されなかった原因も水管を出していなかったため、確認が難しかった事が原因と考えられる。

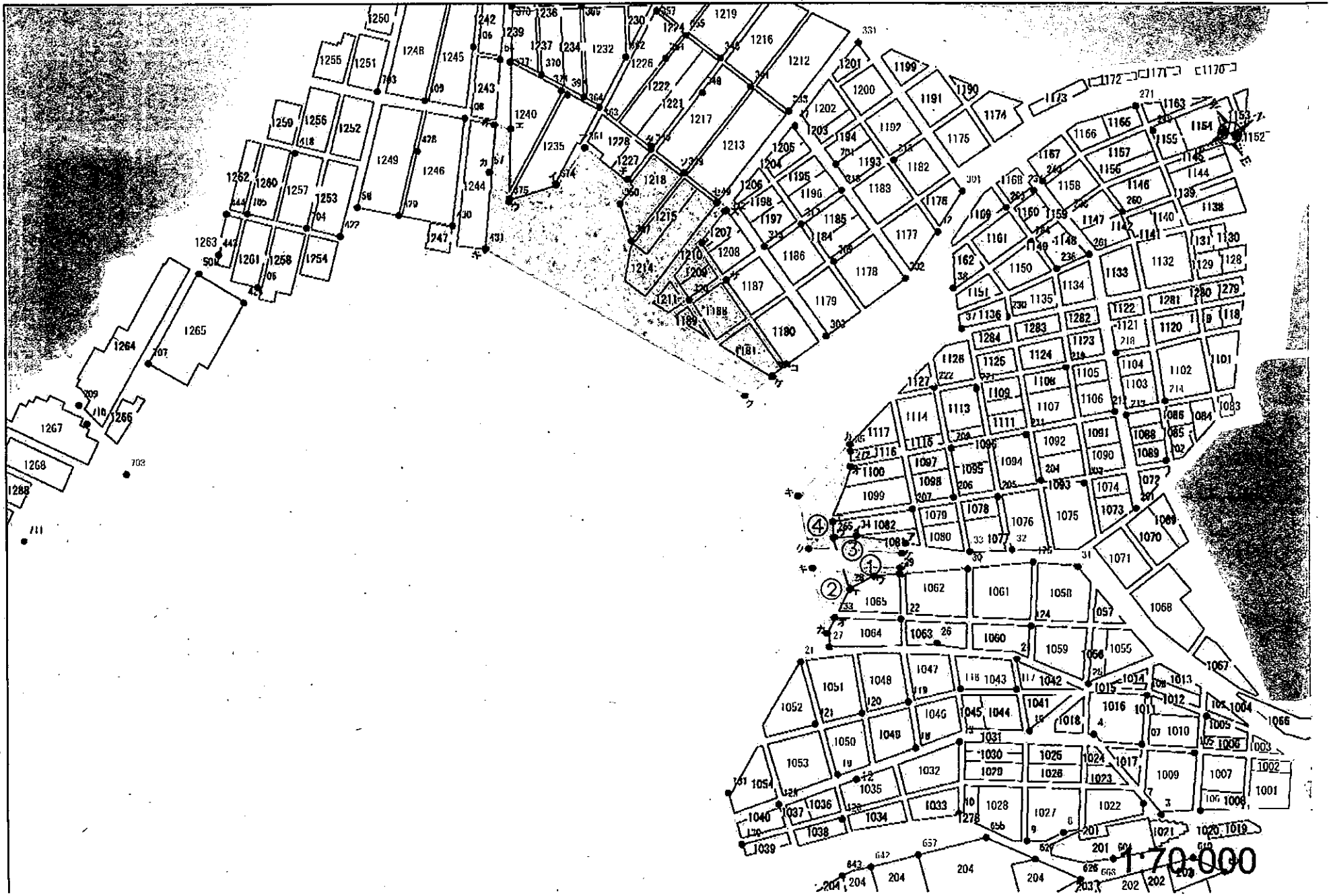
（２）市場調査の概況

採捕したウミタケは、筑後中部魚市場、佐賀魚市場およびまえうみに出荷した。
出荷は簡易潜水器のみで１箱（15 個体～23 個体入り）で 5,000 円～30,000 円の値が付いた。また、１日・１隻あたりで算出すると、簡易潜水器は１日・１隻あたり 56,272 円(税別)となった。

令和7年度 ウミタケ調査操業採捕結果（簡易潜水器）

調査地点	枝番号	整理番号	採捕個数	生息密度(㎡)	水深(m)	底質	調査月日	調査実施者
①	1	1	51	2～3	6～7	砂混じり泥	6月15日	[redacted]
①	2	1	18	1～2	7～8	砂混じり泥	6月15日	
①	3	2	22	—	7.5～8	砂混じり泥	6月15日	
②	1	3	92	20～30	—	砂混じり泥	6月15日	
①	4	4	35	0～0.1	7.5	砂混じり泥	6月15日	
②	2	4	2	0～0.01	8	砂	6月15日	
①	5	4	0	0	6.5	砂混じり泥	6月15日	
①	6	5	18	1～2	6	砂混じり泥	6月15日	
①	1	1	70	3～4	6～7	砂混じり泥	6月17日	
①	2	2	45	—	8	砂混じり泥	6月17日	
①	3	3	90	20～30		砂混じり泥	6月17日	
①	4	5	2	0～0.01	7	砂混じり泥	6月17日	
①	1	1	20	0～1	6～7	砂混じり泥	6月18日	
①	2	2	10	—	8	砂混じり泥	6月18日	
①	3	3	8	0～1	—	砂	6月18日	
①	4	5	38	2～3	6	砂混じり泥	6月18日	
①	1	1	0	0	7	砂混じり泥	6月19日	
①	2	2	80	—	6.5	砂混じり泥	6月19日	
①	3	3	30	0～1	—	砂混じり泥	6月19日	
①	4	4	1	—	5.5	砂混じり泥	6月19日	
①	5	4	20	—	6.4	砂混じり泥	6月19日	
①	6	5	54	2～3	6	砂混じり泥	6月19日	
①	1	2	0	—	3.1	砂混じり泥	6月20日	
①	2	3	72	0～30	—	砂混じり泥	6月20日	
①	3	4	40		7.5	泥	6月20日	
①	4	5	40	1～5	6	砂混じり泥	6月20日	

令和7年度　ウミタケ調査操業（簡易潜水器）調査地点



（公印省略）

大漁調第 26 号
令和 7 年 5 月 27 日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長　様

大分海区漁業調整委員会事務局長

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議
の提出議題について（照会）

標記の会議について、下記のとおり開催を予定しております。

ついては、本会議において話題提供、議論すべき項目等は別紙様式1「国への提案議題（要望事項）」は別紙様式2に御記載の上、8月29日（金）までに当事務局まで、電子メール（Word ファイル）で御送付願います。

今後、各県からの要望事項等をとりまとめ、9 月中旬を目途に各海区に御意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。

また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

記

1　期　日：令和7年10月30日（木）から10月31日（金）

2　場　所：大分センチュリーホテル
（大分県大分市府内町 1-4-28）

3　会　議
(1) 本会議（10 月 30 日）　午後 2 時 30 分から午後 5 時まで
(2) 情報交換会（10 月 30 日）　午後 6 時から午後 8 時まで
(3) 視察（10 月 31 日）　午前 8 時から 12 時頃まで
※開始時間等は多少変更になる可能性がございます。ご了承ください。

4　留意点
提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成 19 年 6 月 29 日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従い御提案ください。

問い合わせ先
大分海区漁業調整員会事務局
担当：[redacted]
TEL：
E-mai

別紙様式１

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
話題提供希望又は議論したい項目

海区漁業調整委員会

話題提供希望又は議論したい項目
上記を提案した理由等

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
内容

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】

内容

本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。

さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。

ついては、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

１　直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

２　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。

３　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。

４　沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
ミニボートによる危険行為の防止について（案）
【継続】

内容
免許が不要なミニボート（長さ３m未かつ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。
海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年１００件以上で推移している。
このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。
ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

１　ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。

２　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

３　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。